

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第二項で準用する同法第六十二条第一項の規定による告示があつたので、同法第六十六条の規定により、次のとおり公告する。  
 平成二十七年 三月 二十三日

福島県知事 内堀 雅雄

<p>都市計画事業の種類及び名称</p>	<p>施行者の名称</p>	<p>事務所の所在地</p>	<p>事業地の所在</p>
<p>県中都市計画、二本松本宮都市計画、及び県南都市計画（県中処理区）</p>	<p>福島県</p>	<p>福島市杉妻町二番十六号              福島県土木部都市総室下水道課</p>	<p>収用の部分              使用の部分              変更なし              変更なし</p>